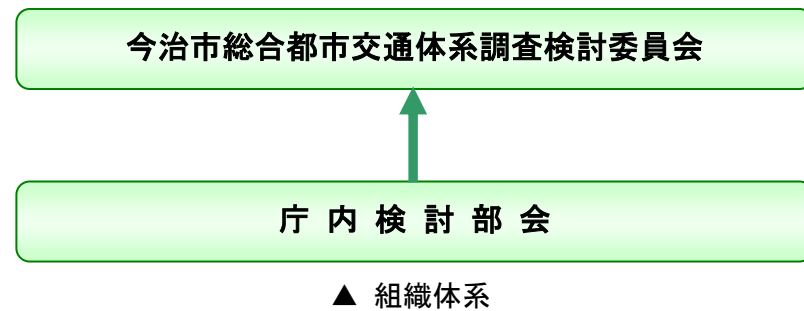


議案第2号 庁内検討部会および検討委員会について

1. 設置の趣旨について

設置の趣旨： 今日の社会経済情勢の変化や12市町村による広域合併を行った今治市における都市交通の抱える課題に対応し、既存ストックの活用等を図ることにより、最大の効果が得られる総合的な交通計画の策定を目指し、今治市総合都市交通体系調査検討委員会を設置し、今治市陸地部における交通体系の方向性及び課題等を検討し、総合的な都市交通計画の案を策定します。

また、検討委員会の下部組織として庁内検討部会を設けています。検討委員会において審議していただく前に、まず庁内検討部会において意見を聴く予定です。

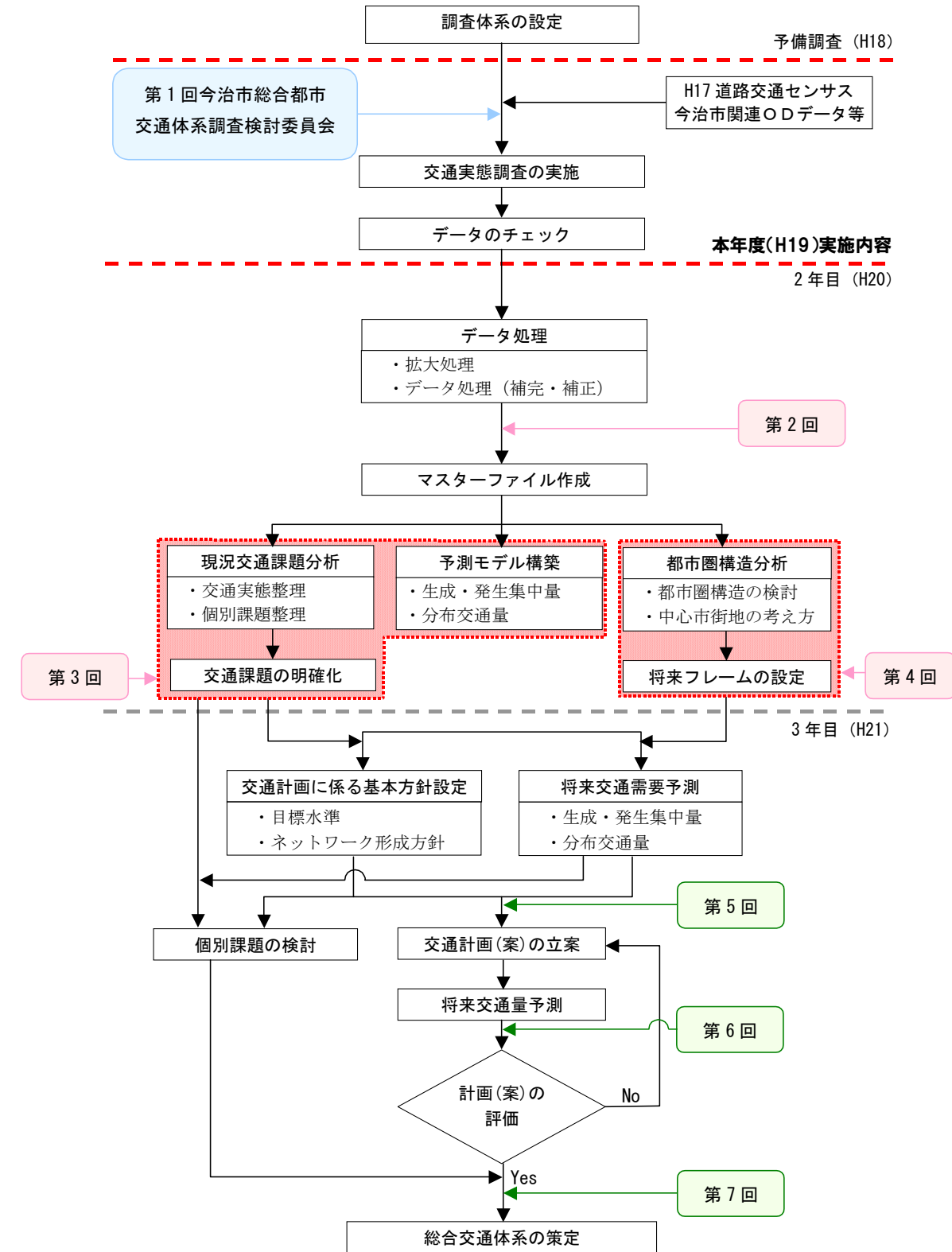


2. 委員会の開催スケジュール（案）

○今治市総合都市交通体系調査検討委員会のスケジュール（合計7回を予定）

回	開催時期	議案	備考
1	平成19年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> 今治市総合都市交通体系調査の概要について 庁内検討部会および検討委員会について 交通実態調査の進め方について 	
2	平成20年5月頃	<ul style="list-style-type: none"> データ処理(拡大・補完) マスターファイル作成 	
3	平成20年8月頃	<ul style="list-style-type: none"> 現況交通課題分析 予測モデル構築 交通課題の明確化 	
4	平成20年11月頃	<ul style="list-style-type: none"> 都市構造分析 将来フレームの設定 	
5	平成21年7月頃	<ul style="list-style-type: none"> 交通計画に係わる基本方針の設定 将来需要予測 	
6	平成21年10月頃	<ul style="list-style-type: none"> 交通計画(案)の設定 路線別交通量予測(配分シミュレーション) 	
7	平成22年2月頃	<ul style="list-style-type: none"> 交通計画(案)の評価 個別課題の検討 今治市都市交通体系の策定 	

○調査全体フロー



3. 今治市総合都市交通体系調査検討委員会設置に関する要綱

平成 19 年 4 月 6 日制定

(設置)

第 1 条 今日の社会経済情勢の変化や 12 市町村による広域合併を行った今治市における都市交通の抱える課題に対応し、既存ストックの活用等を図ることにより、最大の効果が得られる総合的な交通計画の策定を目指し、今治市総合都市交通体系調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第 2 条 委員会は、今治市陸地部における交通体系の方向性及び課題等を検討し、総合的な都市交通計画の案を策定する。

(組織及び報酬)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等からの推薦者
- (3) 公募による者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員

3 委員会に委員長を置き、市長が指名した者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員会を統括し、これを代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に有識者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庁内検討部会)

第 5 条 委員会に庁内検討部会を置く。

2 庁内検討部会は、部会長及び部会員若干人をもって組織する。

3 庁内検討部会の部会長は都市整備部長の職にある者をもって充て、部会員は市長が任命する。

4 庁内検討部会は、第 2 条に掲げる事項について、事前調査及び調整をする。

5 庁内検討部会の会議に関する事項は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、都市政策担当課において処理するものとする。

(解散)

第 7 条 委員会は、第 2 条に掲げる任務が完了したときをもって解散する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 6 日から施行する。

(設立後初めて開かれる会議の招集)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第 4 条の既定にかかわらず、市長が招集する。

4. 名簿について

(1) 今治市総合都市交通体系調査庁内検討部会 部会員名簿

	所 属	役 職	氏 名
部会長	今治市都市整備部	部 長	青野 功
	今治市都市整備部高速道路課	課 長	苅田 順治
	今治市都市整備部建築指導課	課 長	岡本 昌三
	今治市市民環境部生活交通課	課 長	十亀 裕
	今治市新都市調整部新都市調整課	課 長	富田 浩
	今治市建設部道路課	課 長	青野 信悟
	今治市建設部管理課	課 長	白石 直

合計 7名

(2) 今治総合都市交通体系調査検討委員会 委員名簿

区 分	所 属	役 職	氏 名
学識経験を 有する者	愛媛大学工学部 (委員長)	教 授	柏谷 増男
	愛媛大学大学院	講 師	倉内 慎也
	谷川法務事務所	行政書士	谷川 めぐみ
関係団体等 からの推薦者	今治市連合自治会	会 長	三好 俊夫
	今治商工会議所	交通運輸部会長	赤尾 宣宏
	今治商店街協同組合	常務理事	新居田 久佳
	今治タクシー事業協同組合	理 事 長	平野 文雄
	瀬戸内運輸(株)	取締役運輸部長	門田 正孝
	特定非営利活動法人大西NPOスイセイ	理 事 長	竹内 靖正
関係行政機関 の職員	国土交通省四国地方整備局建政部	都市調整官	要藤 正任
	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所	事務所長	高松 諭
	愛媛県今治警察署	署 長	宮脇 直志
	愛媛県今治地方局建設部	建設部長	篠原 義晴
公募による市民	公募委員		谷口 健一郎
市の職員	今治市市民環境部	部 長	越智 正規
	今治市新都市調整部	部 長	長野 和幸
	今治市建設部	部 長	飯野 俊廣

合計 17名